

第57回

人権週間

12月4日(日)から
10日(土)までの
1週間は人権週間です。

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と友達と、みんなと、人権を考える1週間です。男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会をつくりたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識をもつことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・市役所までお問い合わせください。

人権相談の具体例

- 離婚や扶養、相続など、家庭内での問題が起こった。
- 外国人という理由でアパート等の入居を拒否された。
- 公務員による乱暴や不当な扱いを受けた。
- 子ども・高齢者が虐待を受けている。
- 部落差別を受けた。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。
- 家主や地主から一方的に追い立てられている。
- 体罰や「いじめ」を受けた。
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- セクシャル・ハラスメントを受けている。
- 変なうわさを立てられ、名誉や信用を失った。

人権週間期間中は、市内各地域でも人権相談、街頭啓発を行います。市内での相談日程は以下のとおりです。

日付	時間	会場
12月5日(月)	13:30~16:00	土山開発センター
12月5日(月)	13:30~16:00	市役所甲賀支所
12月6日(火)	13:30~16:00	市役所甲南庁舎
12月8日(木)	13:30~16:00	水口社会福祉センター
12月9日(金)	13:30~16:00	信楽開発センター

また、相談は大津地方法務局人権擁護課、甲賀・彦根・長浜の法務局各支局でも受けていますので、気軽にご利用ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

最寄の相談所開設情報は、次のホームページでもご覧いただけます。

人権活動ネットワーク協議会 <http://www.jinken.go.jp/>

育てよう 一人一人の人権意識

—思いやりの心・かけがえのない命を大切に—

国際連合は、1948年(昭和23年)第3回総会で世界人権宣言が採択されたことを記念して、1950年(昭和25年)第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を毎年実施するように呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

今年の人権週間では、上記のとおり啓発活動重点目標を定め、各地域で啓発活動が行われます。甲賀市でも、市民の皆さんに人権についてあらためて考えていただく機会として啓発活動を行います。明るく住みよいまち甲賀市をめざして、市民一人ひとりの人権意識を高めていきましょう。

【問い合わせ】 人権政策課 ☎65-0693 FAX 63-4087
人権教育課 ☎86-8024 FAX 86-8380